

刈谷市中央図書館資料収集方針

(趣旨)

第1条 刈谷市中央図書館が地域における公共図書館としての使命及び目的を果たすため、図書資料を収集するに当たり必要な事項を定める。

(収集の方針)

第2条 図書館資料の収集は、利用者の知る権利を保障し、また、地域の情報の拠点として、市民の生涯学習と文化の発展に寄与することを目的とし、公共図書館にふさわしい資料を収集する。

(収集する資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書、児童図書、YA図書、参考図書、洋書）
- (2) 逐次刊行物（新聞、雑誌等）
- (3) 郷土資料
- (4) 官公庁出版物
- (5) 視聴覚資料
- (6) 電磁的記録（電子書籍を含む）
- (7) 寄贈資料
- (8) その他

(資料の種類別方針)

第4条 資料の種類別の収集方針は、以下のとおりとする。

(1) 一般図書

基本的な図書資料を充実させるとともに利用者の要望を考慮し、幅広く収集する。

(2) 児童図書

子供の豊かな成長を助けるよう、内容・記述の優れたものを収集する。

(3) YA図書

主に10代後半の利用者を対象として想定し、広い視野と知識を得られるよう配慮しながら、幅広く収集する。

(4) 参考図書

市民の調査・研究及び情報収集に役立つ参考図書を収集する。

(例) 白書、年鑑類等

(5) 洋書

文学を中心に計画的に収集する。

(6) 新聞

国内発行の主要全国紙を中心に収集する。地方紙は本紙で収集し、全国紙は縮刷版で保存する。専門誌、機関誌は利用頻度に応じて収集する。

(7) 雑誌

国内発行の各分野における雑誌を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。高度な専門誌及び娯楽雑誌については、利用度及び必要度に応じて収集する。

(8) 郷土資料

刈谷市に関する資料は、可能な限り収集する。愛知県及び県内資料は、必要に応じて収集する。

(9) 官公庁出版物

国、県、地方公共団体が出版するもので必要性が高いと思われるものを収集する。

(10) 視聴覚資料

市民の学習の一助や、文化に触れる契機となるものを収集する。

(11) 電磁的記録（電子書籍を含む）

各資料の収集方針にならう。また、必要に応じて、所蔵資料の電子化にも努める。

(12) 寄贈資料

資料の収集については、別に定めた寄贈図書受入れ基準を適用する。

(13) その他

上記に定めたもののほか、資料収集については館長が定める。

(資料収集についての留意点)

第5条 資料収集に当たっては、以下の点に留意することとする。

(1) よく利用されている図書を中心とする。

(2) 特定の情報にかたよらない。

(3) 各種案内書、情報関係、法律関係、政治情勢、技術関係など変化の激し

い分野は社会情勢に配慮して収集する。

(4) 高価な図書は購入しない。例外として購入する場合はよく検討する。

(5) 弱視者のために大活字本を収集していく。

(6) 高度な専門書、学術書、学習参考書、各試験問題集及びテキスト類は収集しない。

(7) 暴力や犯罪を助長するもの、人権への配慮が欠けたもの、性的表現等が過激なもの、低俗なもの等、市が収集するのに不適切と思われるものは、原則として収集しない。

附 則

この方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年8月1日から施行する。